

指定管理者に係る令和7年度事業報告書及び令和8年度事業計画書について (権 現 堂 公 園)

指定管理者：特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会（令和3年度～令和7年度）

指定管理者：権現堂公園管理事務所（令和8年度～令和12年度）

1 令和7年度事業報告書の概要

(1) 管理業務の実施状況

- ア 施設、設備の保守点検を行い、必要箇所の補修を行った。
- イ 草地、樹木等の維持管理、園内の巡回、清掃、安全管理等を行った。特に4号公園のソメイヨシノについてはクビアカツヤカミキリが発生しているため消毒、薬液注入を実施した。
- ウ 4号公園の桜堤のソメイヨシノは樹齢70年を超え樹の健康度の悪化が進行しているためソメイヨシノの再生を検討する組織として、埼玉県、幸手市、指定管理者の連携のもとに「権現堂公園桜保全協議会」が発足した。
- エ 地元自治会と共同の防災訓練を実施し、災害発生時の対応を確認した。

(2) 施設の利用状況（過去5年間）

施設名	R3	R4	R5	R6	R7
1号公園 (多目的球技場)	9,966人	11,662人	10,972人	10,604人	11,655人

(3) 収支状況

(単位：千円)

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
指定管理料	98,701	100,330	△1,629	エネルギー価格高騰への対応として増額した予算について、精算による減	
利用料金収入	4,191	4,250	△59	行為許可料金の減による減	
その他収入	11,725	11,215	510	桜まつり賑わい事業収入増による増	
収入合計	114,617	115,795	△1,178		
人件費	56,660	54,100	2,560	事務局常勤職員増及び賃金改定による増	
事業費	58,298	61,695	△3,397	光熱水費の減による減	
支出合計	114,958	115,795	△837		
収支差額	△341	0	△341		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 入	85,411	111,798	111,799	113,632
支 出	82,407	109,981	111,212	110,094
収支差額	3,004	1,817	587	3,538

2 令和8年度事業計画書の概要

(1) 基本的な考え方

- ア 利用者に愛される公園の実現
- イ 地域のランドマークとしての公園の魅力の発信の取組
- ウ 安全・安心で快適な環境を利用者に提供の取組
- エ 桜堤の桜の再生の取組
- オ ボランティアや地域団体との共同の取組
- カ サービス品質向上の取組
- キ 環境保全と自然共生の取組
- ク 地域連携・参加促進の取組

(2) 事業計画

- ア 権現堂公園指定管理者のパートナーである幸手市観光協会と連携した広報活動等の実施
- イ 1号公園、2号公園、3号公園及び4号公園の園地管理、植栽管理、清掃、巡視・警備、設備点検、遊具点検及びその他の業務の実施
- ウ 「権現堂公園桜保全協議会」による4号公園のソメイヨシノの再生の取組
- エ 収益事業、賑わい事業、スポーツ事業、文化事業、小学生体験事業及び支援事業等の実施

(3) 収支

(単位：千円、%)

項 目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
指定管理料	106,420	100,330	6,090	6.1	新たな指定管理期間の開始による指定管理料の見直し
利用料金収入	4,580	4,250	330	7.8	
その他収入	13,020	11,215	1,805	16.1	自主事業収入増による増
収入合計	124,020	115,795	8,225	7.1	
人件費	58,120	54,100	4,020	7.4	
事業費	65,900	61,695	4,205	6.8	
支出合計	124,020	115,795	8,225	7.1	
収支差額	0	0	0		

(4) 執行体制【40】

- 所長

 (1) 〈公園管理業務の総括責任者〉
 - ― 事務局長 (1) 〈事務局事務、園地管理業務の責任者〉
 - ― 1号公園責任者 (1) 〈1号公園管理業務の責任者〉
 - ― 2号公園責任者 (1) 〈事務局長兼務〉 〈2号公園管理業務の責任者〉
 - ― 4号公園責任者 (1) 〈園長兼務〉 〈4号公園管理業務の責任者〉
 - ― 職員 (35) 〈事務局事務・受付、園地管理業務・清掃業務・ヤギ飼育業務〉
- 副所長

 (1) 〈幸手市観光協会の総括責任者〉
 - ― 広報担当 (1) 〈広報等業務〉

(参 考)

○公園の概要

幸手市と久喜市にまたがる4つのエリアで構成され、開設されている。

1号公園は多目的運動広場を活用したレクリエーション公園、2号公園は大型遊具やデイキャンプ場を活用したレクリエーション公園、3号公園は歴史と文化の万葉の公園、4号公園は桜・菜の花、あじさい、曼殊沙華、水仙など四季折々の花が楽しめる公園。(供用面積34.8ha)

○開設年月日 平成20年4月1日